

【重要】

厚生労働省年金局事業管理課長より、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について周知依頼がございましたので、関係各位におかれては、学生等に対し周知を行っていただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和4年3月25日

各国公立大学担当課
各私立短期大学担当課
各国公立高等専門学校担当課
各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について（周知）

令和2年4月27日付事務連絡において、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等について」（令和2年4月23日年管管 0423 第6号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「特例通知」という。）により、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例の時的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、学生納付特例の申請及び適用を行うことができる措置を講じる旨お知らせしているところですが、令和4年度においても、引き続き特例通知に沿った措置を講じることについて、厚生労働省年金局事業管理課長より、別紙のとおり周知依頼がございました。

各大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校におかれては、学生等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。また、各都道府県等におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等についての問合せは、厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係をお願いいたします。

【国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について】

厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係

TEL 03-5253-1111（内線3666）

【本通知について】

<大学等について>

文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係

TEL 03-5253-4111（内線2522）

<専修学校・各種学校について>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校第一係

TEL 03-5253-4111（内線2915）

年管管発 0317 第 3 号
令和 4 年 3 月 17 日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 殿
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

令和 4 年度における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

国民年金は、原則として 20 歳以上で日本国内に住所を有する者を被保険者として適用しているが、20 歳以上の大学生や専修学校生等（以下「大学生等」という。）については、将来、年金を受け取ることだけでなく、在学中のスポーツによるけが、病気や事故で障害が残ってしまった場合でも障害基礎年金が受けられるよう、本人からの申請に基づき、大学生等である期間の国民年金保険料の納付が猶予され、その後 10 年以内にその猶予された期間の保険料を納付することができる学生納付特例制度が設けられている。また、この学生納付特例の申請を被保険者である大学生等からの委託を受けて大学・専修学校等（以下「大学等」という。）が代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられているところであり、その周知については、従来より、貴省にもご協力いただいているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等について」（令和 2 年 4 月 23 日年管管発 0423 第 6 号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「特例通知」という。）に基づく学生納付特例の時的措置について、今般、令和 4 年度における学生納付特例の申請（以下「令和 4 年度申請」という。）においても、引き続き特例通知と同様の措置を行うこととした。

令和 4 年度における留意点等については、下記のとおりであることから、内容をご了知の上、学生納付特例事務法人に対し周知いただくとともに、学生納付特例事務法人でない大学等教育施設に対しては下記の手続を市町村（特別区を含む。）において受け付けていることを周知いただくようお願い申し上げます。

記

1 令和 4 年度における臨時特例措置の内容

(1) 内容、対象者等

令和 4 年度についても、特例通知記の 1 でお示しした内容と引き続き同様の措置を行うこと。

なお、特例通知記の 1 (1) ②の簡易な所得見込額は、令和 4 年度における臨時特例措置において、令和 3 年 1 月以降の所得の状況により算出された額により審査する取扱いとすること。

また、特例通知記の 1 (2) ②の臨時特例措置の対象となる期間は、令和 4 年度申請における学生納付特例の申請（以下「令和 4 年度申請」という。）については学生納付特例の令和 4 年度サイクル（令和 4 年 4 月分から令和 5 年 3 月分までの期間）となるものであること。

(2) 申請書・添付書類の取扱い及び確認方法

令和4年度申請に係る臨時特例措置に関する添付書類については別添1の「所得の申立書（臨時特例用）（学生納付特例用）」（以下「申立書」という。）を使用すること。

また、説明に当たっては別添2「学生のみなさま 国民年金保険料の特例申請が可能です！」を使用すること。

なお、やむを得ず令和4年度申請において従前の様式を使用する場合には、申請者に説明のうえ取り繕って使用することとして差し支えない。

申請書の確認方法については、特例通知記の2（1）中、「118万円」を「128万円」に読み替えるとともに、添付書類については特例通知記の2（2）の内容と引き続き同様の措置を行うこと。

2 その他の運用上の留意点等

(1) 過年度の学生納付特例申請の同時申請について

過年度の臨時特例措置による学生納付特例の申請を希望する場合、それぞれ申請する年度に対応した様式に従い申請書の提出が別途必要になる。

この際、臨時特例措置の申請における簡易な所得見込の計算に用いることができる月の期間は、申請する年度に応じた期間となるので留意するとともに、申請者にそれぞれ当該期間を説明すること。また、令和2年度と、令和3年度及び令和4年度に係る申立書の給与所得控除が異なることにつき説明すること。

(2) 追納について

臨時特例措置により学生納付特例が承認された方から、資力が回復したこと等により保険料の納付を再開したい旨の相談があった場合は、追納について説明すること。

(3) その他運用上の留意点等について

学生納付特例の影響等の周知、説明等をはじめ、特例通知記の3に記載の留意事項を十分に踏まえていただき、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から郵送による手続の積極的な活用を案内する等、適切な対応をお願いします。

3 実施期間

令和4年4月1日から受付開始とする。なお、特例通知記の1（2）のとおり、本臨時特例措置の手続きによる学生納付特例は、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とする。

以上

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください

被保険者（申請者）												
A 令和3年1月以降の任意の1か月分の収入額（※1）												
令和 ____ 年 ____ 月												
												円

B 収入見込額（A × 12か月）												
												円

控除等

事業収入、不動産収入を有する方（※2）

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）												
												円

給与収入を有する方（※3）

D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）												
												円

E 各控除等の控除後の所得見込額 $B - (C + D) \rightarrow$ **表面の④に記載**

												円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

【留意点】

※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。

算出にあたっては、令和3年1月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。

対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。

なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。

※2 Cの事業収入及び不動産収入に係る必要経費は、Aの収入額の算出に用いた任意の

1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。

※3 Dの給与収入に係る控除については、給与所得控除の見込額をご記入ください。

給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、計算に含める必要はありません。

具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% - 10万円 （55万円に満たない場合は55万円）
--------	---

（例）被保険者（申請者） 給与収入額 50万円

給与所得額の計算 → 50万円 - 55万円 = 0円

この場合、E欄は「0」で計算

〈参考〉 学生納付特例の所得基準（めやす）（※4）

世帯構成	2人世帯 （扶養者が1名の場合）	単身世帯 （扶養者がいない場合）
所得基準（めやす）	166万円	128万円

※4 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年^注のもの）により判定します。

（注）表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

対象となる学生

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

② 所得が相当程度まで下がった場合

令和3年1月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※)が、**学生納付特例基準相当になることが見込まれる方**

(裏面の承認の所得基準をご確認ください)

※ 令和3年1月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請の対象となる期間

令和4年度分 **令和4年4月分から令和5年3月分まで**

※ 過去の年度についてもそれぞれ申請が可能です。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※「②特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※所得の申立書については、裏面の記入例を参照してください。

3. 学生証のコピー

申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

* 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

日本年金機構ホームページはこちら▶

お問い合わせ先

- お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル：TEL 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00



簡易な所得見込額の申立書（記入例）

令和4年度版

この記入例は、令和3年4月に収入が減少した場合（4月給与3.5万円）で給与収入のみの学生の方の例です。

【表面】 申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

● ① **申請対象期間**
この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は、**令和4年度分（令和4年4月分～令和5年3月分）**となります。年度ごとに「学生納付特例申請書」及び「所得の申立書」が必要となります。

● ② **チェックをしてください。**

● ③ **学生で収入が減少した方の氏名**

● ④ **減少後の所得見込額（控除後所得）**
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した申請者（学生の方）の氏名を記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の【裏面】をご活用ください。

● **左下の署名欄をご記入ください。**

● **A** 令和3年1月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

【裏面】 所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際にご活用ください。

● **C** 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

● **D** 給与収入のみの場合の例
・ B欄の金額×40% - 10万円
※上記式で計算した額が55万円に満たない場合は「55万円」

● **E** 給与収入のみの場合の例
・ 給与収入が55万円以下の場合 : 0円
・ 給与収入が55万円を超える場合 : B欄の額 - D欄の額

● このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

承認の所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。（申請者本人のみ）

$$128\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円} + \text{社会保険料控除額等}$$

注意事項

- 海外留学（おおむね1年）している期間は、強制加入の対象でないため学生納付特例の申請ができません。
- 任意加入被保険者の方はご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、学生納付特例が承認されるとご利用できなくなりますので、ご注意ください。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合、この所得の申立書がなくても申請ができます（詳しくは「国民年金保険料学生納付特例申請書」の裏面をご覧ください）。

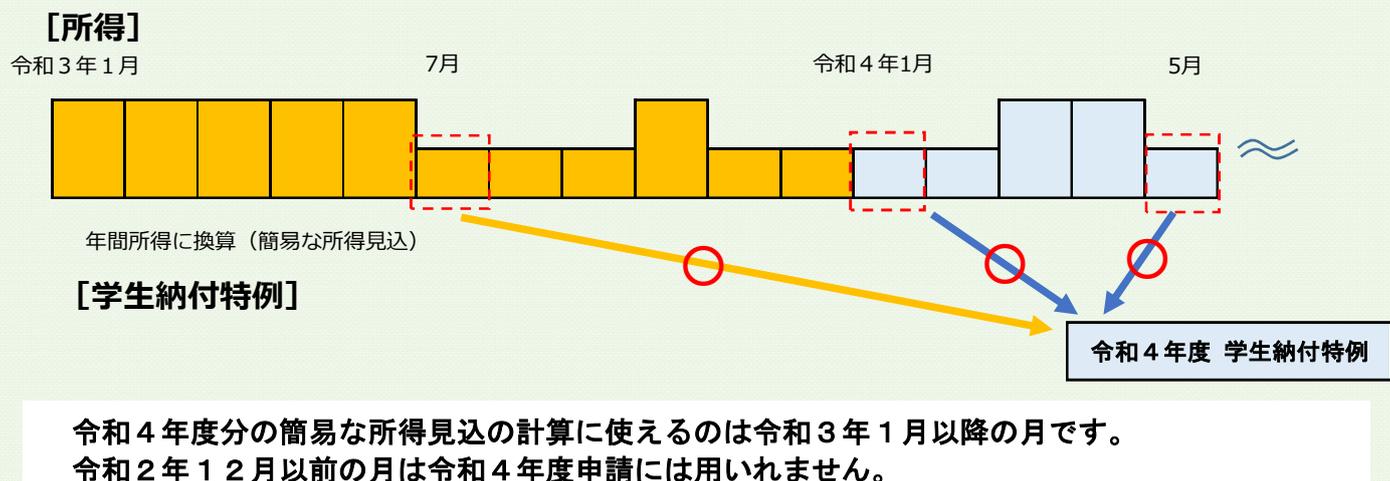
臨時特例の申立に用いる所得見込額について

令和4年度分の学生納付特例対象期間は、令和4年4月分から令和5年3月分までです。

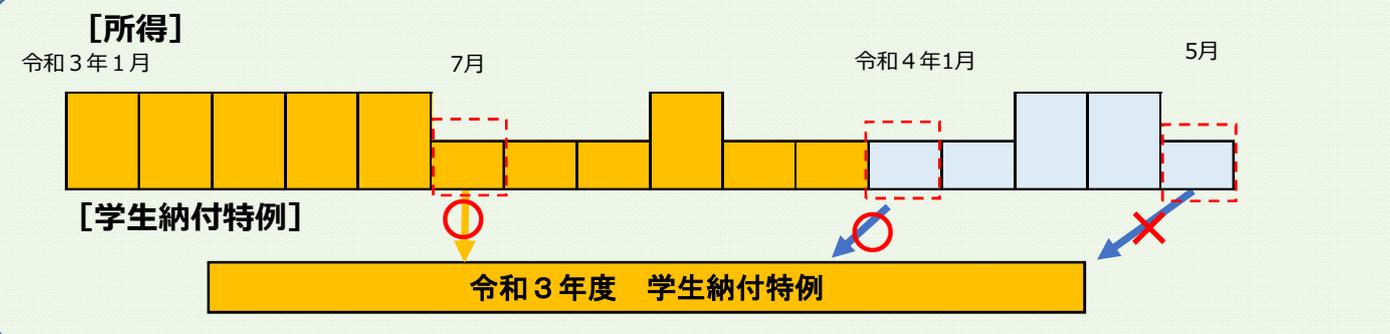
1. 簡易な所得見込の計算に用いることができる期間

令和4年度の学生納付特例申請については、簡易な所得見込の計算に用いることができる所得の期間は、令和3年1月分以降のいずれかの月です。

例えば・・・



なお、令和3年度の学生納付特例申請については、令和4年5月以降の月は、簡易な所得見込の計算に用いることはできません。



2. 令和2年度申請を併せて受け付ける際の給与所得控除等の注意点について

税制改正により、令和2年中の所得の計算から給与所得控除、公的年金等控除の額が改正されたため、令和2年度と、令和3年度及び4年度の簡易な所得見込計算の控除額が異なりますので、過年度申請を受け付ける際は、引き続きご注意ください。

(例) 給与所得控除による計算例

令和2年度の申請における簡易な所得見込

令和2年2月から令和3年4月までのいずれかの月の所得×12(月) — 65万円

令和3年度の申請における簡易な所得見込

令和2年2月から令和4年4月までのいずれかの月の所得×12(月) — 55万円

令和4年度の申請における簡易な所得見込

令和3年1月から令和5年4月までのいずれかの月の所得×12(月) — 55万円